

## 令和4(2022)年度第1回栃木県大規模小売店舗立地審議会議事録

I 開催日時 令和4(2022)年4月20日(水)午後2時～午後3時10分

II 開催方法 オンライン開催

### III 議事日程

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議題
  - (1) 審議事項  
カインズ壬生店の新設届出について(壬生町)
  - (2) 報告事項  
大規模小売店舗立地法に基づく届出状況について
  - (3) その他
- 4 閉会

### IV 出席者

[委員] 長田哲平、小高記美子、川村定男、佐々木真理子、山口早紀 以上5名  
[事務局] 経営支援課 久利生課長、高山主幹兼課長補佐(総括)、上野課長補佐(商業活性化担当)、和氣主査、鈴木主事、廣澤主事

### V 議事の経過

午後2時、司会の上野課長補佐が開会を宣言し、本日の審議会は委員5人が出席し、栃木県大規模小売店舗立地審議会規則第5条第2項の規定により、有効に成立する旨報告があった。

会長から、議事録署名人として長田委員と小高委員が指名され、議事に入った。

議題1 審議事項の「カインズ壬生店の新設届出について」について、会長の指示により事務局から説明を行った。

その後、会長が委員に意見を求めたところ、以下のような意見があった。

委員 : 交差点需要度については問題ないが、一部混雑度の数値が1を超えていることから、店舗直近の交通状況は問題ないものの、広域的に考えると影響が出ると考えられる。また、区画道路8-5号線についても一部通学路に指定されていることから、配慮が必要であると考えられる。以上のことから、交通面では、意見を有しないとすもの、付記をつけることが適当と考える。

委員 : 借地の契約年数は何年となっているか。また、テナント棟が2棟あるが、これらに入居する企業は同企業が入居するのか。

事務局 : 借地の契約年数については、確認の上、後日回答する。テナント棟については、正式な契約には至っていないものの、小売店及び飲食店の両テナントとも別企業が入居することが概ね決定している。

委員 : 本案件においては、届出内容から一部附属建築物の位置の変更がされているとのことだが、建築確認等の手続きについて注意願う。

事務局 : 変更点については、栃木県警察本部と協議を行っているが、そのほかの関係機

関とも必要な調整を行うよう、指導する。

委員 : 壬生町及び周辺住民からの意見にも挙げられたとおり、計画地西側に小学校があるため、設置者も様々な対策を予定しているとのことだが、在籍する児童と来店車両との交通事故が発生しないよう、十分に配慮願う。

委員 : 身障者用・高齢者用の駐車スペースが必要台数を超えて確保されているが、バリアフリー法による指針では店舗玄関から最も近い位置に設置することとなっている。本案件では、道路を挟んだ位置に設置されているため、最も望ましいのは店舗玄関に近い駐車スペースへの移設であるが、移設が難しい場合は、道路の横断時の安全性に十分配慮願う。

その後、会長が委員に意見を求めたが、特に意見はなく、本件については「意見を有しない」とするものの、付記として「交通量増加により混雑や渋滞につながり、周辺住民の日常生活等に影響が生じることが懸念されることから、関係行政機関と情報交換するとともに、問題が生じた場合は、案内看板の設置や交通整理員の配置等、適切な対策を講ずること。また、歩道と車道が明確に区分されていない区画道路 8-5 号線については、一部が通学路となっていることから、登下校時間帯に通学路の通行を避けることを来客に呼びかけるなどの措置を講ずること。さらに、搬入経路と通学路が一部重なっていることから、登下校時間帯を避けた搬入等の措置を講ずること。」との答申案について委員に諮ったところ、全員異議なくこれを了承した。

次に、議題 2 報告事項の「大規模小売店舗立地法に基づく届出状況」について、事務局から説明が行われたが、特に質疑応答はなかった。

その後、会長から本日の会議の終了が宣せられ、午後 3 時 10 分に審議会は終了した。